



神奈川県

令和6年度下半期 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金

物価高騰の影響により、地域で活動の継続が困難となっている高齢者の居場所や
ケアラー支援の場に活動の継続を支援するため、支援金7万円を支給します。

受付期間

先着順

令和7年5月7日(水曜日)午前10時00分から令和7年7月31日(木曜日)まで

※予算の上限に達した場合、その時点で受付終了となります。

※審査期間を含め、申請受付から支給まで約4か月程度要します。ご理解の上、申請ください。

支給対象者

物価高騰の影響を受けた活動経費に使用すること、令和7年4月以降も活動していることが要件です。

詳しくは裏面、ホームページ、支援金支給要綱をご確認ください。

- ・高齢者の通いの場
- ・認知症カフェ
- ・老人クラブ及び老人クラブ連合会
- ・ケアラースカフェ

説明会

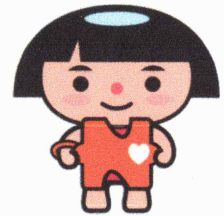
その場で申請することができます。

事前予約不要です。(会場へのお電話はご遠慮ください。)

受付は10分前から行います。説明会実施時間内に入場ください。

※申請のお手伝いが不要で、完成した書類の提出のみの方は、説明会開始時間の1時間後にお越しください。(例)14:00開始の会場の場合、15:00にお越しください

	開催日		開催時間	会場
1	5月7日	水	14:00~16:00	小田原合同庁舎 2D会議室 (小田原市荻窪350-1)
2	5月8日	木	13:30~15:30	横須賀市生涯学習センター 第一学習室AB (横須賀市西逸見町1-38-11)
3	5月9日	金	14:00~16:00	かながわ県民センター 305会議室 (横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)
4	5月10日	土	9:30~11:30	かながわ県民センター 305会議室 (横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)
5	5月10日	土	15:00~17:00	川崎市教育文化会館 第4・第5会議室 (川崎市川崎区富士見2-1-3)
6	5月12日	月	14:00~16:00	藤沢合同庁舎 大会議室 (藤沢市鶴沼石上2-7-1)



神奈川県認知症の人と家族を支えるマークとかながわキンタロウ

※当日申請していただく場合、次のものをご用意ください。

- ・活動実態がわかる資料(定款または規約、総会の議事録、ホームページ、リーフレット、チラシ広報物、広報メール等)
- ・振込口座の写し
- ・役員氏名、住所一覧
- ・メールアドレス

申請方法は裏面へ

不正受給は犯罪です。

不正受給が発覚した場合、支援金の返還請求を求めます。

・神奈川県・神奈川県警察

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課高齢福祉グループ

支給要件

(詳細はホームページで要綱をご確認ください。)

※複数の活動をしている場合でも、支給額は1団体7万円

<高齢者の通いの場>

令和6年6月から令和7年3月の間で、65歳以上の参加者が1回あたり10名以上の活動実績のある月が7回以上あること。

<認知症カフェ>

令和6年6月から令和7年3月の間で、認知症の方ご本人の参加者が1回あたり1名以上の活動実績のある月が7回以上あること。

<老人クラブ及び老人クラブ連合会>

・老人クラブにあっては、申請日時点で神奈川県内の市町村老人クラブ連合会もしくは指定都市老人クラブ連合会に加盟していること。または、令和6年6月1日以降に友愛活動があること。

・令和6年6月から令和7年3月の間で、高齢者福祉に資する活動実績のある月が7回以上あること。

<ケアラーズカフェ>

令和6年6月から令和7年3月の間で、介護者(ケアラー)の参加者が1回あたり1名以上の活動実績のある月が7回以上あること。

※その他の支給要件はホームページでご確認ください。

申請方法

郵送またはe-kanagawa電子申請システムで申請

【郵送先】 〒220-0012 横浜市西区みなとみらい3-6-3 MMパークビル12F
(株)長寿乃里 高齢者居場所づくり等支援金窓口 宛て

※申請受付、書類審査、コールセンター業務を委託しています。
可能な限り、追跡ができる方法や記録が残る方法で発送をお願いします。
※来所による手渡しでの受付は、対応できません。

【電子申請システム】「神奈川県 居場所づくり支援金」で検索し、県ホームページからも見られます🔍
URL: https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=96278

<提出書類>※(1)~(4)は電子申請システムで所定の事項を入力することにより作成されます。

- (1) 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金支給申請書(第1号様式)
- (2) 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金口座振込依頼書
※過去に同支援金を受取した口座でない場合は、振込口座の通帳の写しが必要です。
※代表者名義または団体名義でない場合は、委任状
- (3) 誓約書
- (4) 役員等氏名一覧表
- (5) 活動実態がわかる資料
(定款または規約、総会の議事録、ホームページ、リーフレット、チラシ広報物、広報メール等)



(電子申請システムの申請フォームの二次元コード)

※支給決定後、活動停止や、解散等により、支給申請書に記載された「活動計画」に変更が生じた場合のみ、「活動実施報告書(第4号様式)」の提出が必要です。

申請方法等問合せ先 (コールセンター)

電子申請システムの操作方法から郵送での申請、申請完了まで、申請者のサポートをします。

<神奈川県委託事業者> (株)長寿乃里 高齢者居場所づくり等支援金窓口

電話番号:045-900-6272

MAIL kanagawa_pref@chojyu.co.jp

(申請後、1~2週間程度で申請受付のメールがこのアドレスから届きます。)

開設期間:4月21日から9月30日(土日祝除く) 9時から17時まで

<その他の問合せ先(「申請方法の問合せ」は上記コールセンターにお願いします。)>

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課高齢福祉グループ(045-210-1111 内線4847、4848)